

近代日本の自由観に関するノート

— 福沢諭吉らをめぐって —

(2001年11月30日 受理)

人間科学講座 本田逸夫

Notes on the Concepts of Liberty among Meiji Japanese Thinkers

(Received November 30, 2001)

Kyushu Institute of Technology HONDA Itsuo

はじめに

- 一 肯定的な受容とその特徴
 - 二 共通する問題点
 - 三 問題を自覚した思想家達
 - 四 伝統思想との関係
- 結びに代えて

はじめに

近代日本における西欧文化の受容は、異文化間の急激かつ大規模な接触の一例として、特別な意義と興味を有している。西欧由来の思想・制度に対する、後年の——表見的な「定着」に伴う——往々にして平板で固定的な理解やイメージとは対照的に、透徹した洞察や創造的な思考の行われることが珍しくなかったからである。こうした特質が著しいのは、勿論、明治（の特に前半）期である。福沢諭吉『文明論之概略』（明治八年。以下、『概略』と略記する）は、こうした営為の記念碑的な達成に他ならない。

同時に注意を要するのは、それらの思想・制度のステレオ・タイプ化やそれらに対するイメージの（反転を含む）変化等と連なる要素もまた、受容の比較的初期から存在していた可能性がある、との事情である（念のために断っておけば、こうした視角を持つことは流出論的な思想観を信奉するということとは別の次元に属す）。それ故、一般に西欧文化の受容という主題の研究においては、以上の両面にわたる思想上の契機を視野に収めた複眼的な分析が欠かせない。

こうした見地に立てば、この主題について政治思想という文脈において行われるべき重要な課題の所在も自ずから明らかとなる。すなわち、知識人、特に思想家達における、例えば自由や独立等の観念の撰取に焦点を当てて、彼らにおけるそれらの観念及び——近代日本では、しばしば「自由政治」とも呼ばれた——立憲政治の概念の意味内容や特

徴、その現実化の方法に関する考え等を比較検討すること、そこでの（閲読された）西欧文献及び伝統的な教養との関連について分析を加えること、そして彼らの思索の同時代的及び現代的な意義等について考察すること、である。本稿はこうしたテーマに関して、どちらかといえば、実証的な検討よりも（従来の実証的な研究成果をも踏まえて）研究上の基本的ないくつかの視点を整理し素描することを、主に試みる。あわせて、いくつかの具体的な問題についてはやや立ち入った考察をも行ってみたい。

一 肯定的な受容とその特徴

以下にとりあげる人々のみならず、近代日本の代表的な思想家達や指導的な政治家達の多くに共通するのは、その政治的な立場を問わず、自由や独立という新たな思想の摂取、更に立憲政治の導入といこと自体に関しては、——その遅速や方法に関しては無論、ニュアンスがあるものの——広い合意が成立していたとの事実である。維新変革＝「革命」の正統性の承認という点も含めて、これは、例えば同時代の中国（清国）や朝鮮の場合に比して顕著な相違を成す特徴であった。

但し、自由・独立や立憲政治の観念が受容された当初の時期から、これらに対する肯定的な「公分母」ともいべき評価には、次のような効果に着目する傾向が含まれていた。すなわち、自由や立憲政治は、「封建的」・専制的な旧い政治・社会体制の下で障害に閉ざされ抑圧されていた人々のエネルギーを解放すると同時に彼らを新たな体制に統合して、「富国強兵」等の発展をもたらす、ということである。近代中国の思想家の中では、立憲君主制の体制安定化機能を重視した梁啓超等の場合に、類似の傾向がみられる。自由等の観念のこうした捉え方が、西欧思想・制度の受容がネーション・ビルディング及びステート・ビルディングと複合した、当時の東北アジア諸国の過程と不可分であることは、言うまでもない。

右のような関心を表現した代表的な例として、青年徳富蘇峰の作品『自由、道徳、及儒教主義』（明治一七年）を挙げることができる。そこで彼は、民権派に近い立場に抛りながら、「東洋流の旧主義」としての儒教と専制を不可分とし、その対極に「道徳、幸福、文明の……唯一の手段」としての自由を置き、これを「光」のイメージと重ね合わせて高調したのである。

一九世紀のドイツでは、西欧文明の「個人主義」的自由観との対比の下に、共同体への自発的服従にその本質が在るとされる所謂「ドイツ的自由」がトレルチらによって唱えられ、これは後世にも多大の影響を及ぼした。この概念が後発的なナショナリズム、とりわけ「曲げられた小枝」（I・バーリン）の意識に基く自己主張としての性格をもつことは、明白である。近代日本では、政府が国制の基本構想においてプロイセン・ドイツをモデルにしたものの、こうした対抗的な自由観の明確な造形は、ほとんどなされなかった。しかしながら、日本の場合も、それと或る点で共通する捉え方が、多分に無意識的にせよ、存していたとみてよい。すなわち、その重点が個人の自律や秩序形成能力よりも即自的な欲求や無定形なエネルギーの解放に置かれ、しかもそれがネーションの発展（特に膨脹）と無媒介に結びつけられやすい、との傾向である。

巨視的にみれば、このことは異文化の継受に伴う変容という現象の一例である。明治期に形成された自由観や立憲政治観の場合、この変容の姿は、単純化に基く物神崇拜に近いものになることがあった。『自由党史』が伝える、民権運動最盛期の「自由」シンボルの爆発的な流行を示すエピソード、つまり新聞・倶楽部・旅館等々が挙って「自由」の名を冠したという——アルカイックな「言霊」信仰とのつながりさえ疑わせる——現象も、そのことを窺わせる。こうした自由観に潜む問題は、後にふれる通り、日本の置かれた時代的な文脈が変化するのに伴って露呈することになった。

二 共通の問題点

自由を「元気」と等置するようなエネルギー主義的な発想の例は、当時において枚挙に暇がない。一、二だけ言及すると、蘇峰は先の著作で自由は人間の「能力を開発」することの前提であり、汽船の原動力たる「蒸気力」に比されるべきものとした。また、自由党急進派の指導者、大井憲太郎の『自由略論』（明治二一年）には、（社会学者スペンサーの考えとの共鳴に、おそらく基いて）「能力のエネルギーの解放」としての自由という観念が極めて直截に現れている。

こうした自由観と連なるものとして、中江兆民らを除くと、蘇峰や（特に自由党系の）民権派の思想家達にしばしば見られたのが、自由と平等、私利と公益、個性・多元性と公的統合、自由と権力、政治的価値と非政治的価値、そして人権や平和とナショナリズム等の諸々の対項の相互の関連について、安易な「予定調和」を想定したり、或いは両項の緊張や矛盾の可能性の意識自体がそもそも希薄だ、との傾向であった。

彼らに、自由の観念や立憲制ないし議会制に対する、理論信仰や制度万能論的な態度がみられがちだったことも、右の傾向と関連している。そこでは、往々にして自由や議会政治は必然的な歴史の進歩（むしろ進化）の一環として、神義論的な図式のうちに位置づけられた、といえる。以上のことは自由民権運動のイデオロギーの一般的な特徴を成すものといつてよい。

この事実は、明らかに運動の歴史的な文脈及びその担い手の利害関心と深く係わっている。民権派の思想の政治的な役割は、基本的には議会政治実施以前の運動の段階で（政府と対抗しつつ）憲法や議会制度の導入等の彼らの要求を正当化するものだったからである。けれども、問題がこうした外的要因に解消できないということも、既に論じてきたところから明らかであろう。

この点（つまり自由観自体の問題）と連なる所の人間論的要素と係わるが、民権派の自由観は、先の神義論の世俗主義的性格とも関連して、時に欲望自然主義的、享楽主義的な色彩を免れなかった。自由党土佐派のイデオログ、植木枝盛の思想もその一例とみることができる。

日本では稀な抽象的思考の強靱さ、平易なスタイルの著述・民権歌・精力的な遊説による民衆啓蒙の追求、そして「世に良政府なるものなきの説」（明治十年）や「東洋大日本国国憲案」（同一四年）の抵抗権・革命権の規定を貫く、権力への批判的感覚——これらの諸点における枝盛の天才と貢献は見紛うべくもない。にもかかわらず、倫理的・

政治的な自律（自治）としての自由の位置づけや言えば具体的普遍の実現のための政治的認識・思考の能力といった面では、むしろ意外な程の脆弱さが彼の思想を特徴づけていたように見える。このことは彼が乗り越えようと試みた福沢と著しい対照を成す。また、枝盛の思想的軌跡を、例えば陸羯南の、「理論の実応用」のための苦闘と比較しても、両者の相違は歴然たるものがあった。

後年における（枝盛を含む）民権派や蘇峰等の人々の政治的「変節」「転向」や帝国主義的膨脹論への傾斜等の現象は、——状況的な要因や同時代の西欧の類似の思潮（例えば「自由帝国主義」論等）との対応等から説明できる面があると同時に、——以上に述べた傾向にその由来を求めることができる。

三 問題を自覚した思想家達

以上の傾向と対照を成すのが、福沢諭吉、中江兆民、陸羯南等の思想家達である。この関連で興味があるのは、憲法の内容を度外視した狂躁的な「国民的」祝典が行われた明治憲法発布の際に、彼らがそれぞれの仕方であつた反応への批判を表した事実である。これは、明らかに彼らの自由観に係わる思想の特質を物語っている。

特に羯南の場合、権力の制限を中核とした立憲政治に対するその理解と関心は、同時代人の中で傑出していた。議会政治の実施後に顕在化した、立憲政に対する世人の「熱躁」から「冷淡」への転換（明治二七年）、政府による「憲法範囲内に於て専制政治を行うの秘法」（同二九年）、更には「無意識の憲法中止」（同三三年）——これらに対して鋭い批判が生み出された所以である。しかも、こうした批判は、「仁政」「王道」の基準から立憲政体を「窮策」に過ぎぬとする基本的な立場を取りつつも行われたものであつた。この消息が等閑に付されてはなるまい。日清「戦後経営」下における（旧民権派と連なる）政党と政府の抱合体制に対抗して羯南が——「帝国主義」を指弾し自由民権の理想の回復を求めた（『一年有半』明治三四年、等）兆民と相呼応するように——前面に押し出した「自由論」的＝立憲主義的・平和主義的な主張は、「自由の題目宗」「進歩の念仏宗」という、かつての「自由主義」者に向けた批判と逆説的にも相即していたのである。

更に、ギゾーの文明史等に学んだ福沢の、多元主義的な価値観を体現する「自由は不自由のうちにある」との思想や「レシプロシター」（「力の平均」）としての自由・独立観、またフィエラとの哲学的な対話に基く兆民の「リベルター・モラル」の探究（『理学鉤玄』明治一九年、等）は、各々の個性を有しつつ、西欧思想の理解と思索において特別の深さを示している。そして、例えば「東洋のルソー」、兆民が実はルソー批判の文献に特に注意を払った事実は、福沢・羯南にもそれぞれの仕方で見られる複眼的な思考を示すものとして興味がある。羯南の場合は、ブルンチュリ・ブロック・シュターールら多様な立場の西洋法政思想を学ぶ中で、諸イデオロギーを包括的な視野の下に位置づけようとする見方と関連して、道徳的な自律を強調した自由の観念が形成されたものとみることができる。画一主義・政治至上主義・ヘドニズム的な欲望解放論等と彼らが対決したことは、彼らの自由観のこうした性格と内面的に連関していたのである。

彼らのこうした思想は、言わば文化革命の志向と接続する。「人民独立の精神」の創出、「旧習」の変革、その一環としての（討論の習慣を養成するために）「習慣を変ずること」の要求、という福沢の主張（『概略』第五章）は、正にこの点を示すものだった。日本の文化的特質の保存を掲げて論壇に登場し、一種の反個人主義的な立場から福沢への厳しい批判も行った「国粹」派の羯南さえ、こうした志向と結局無縁ではありえなかった。特に、「自由主義」者を含む同時代人の内に彼が——トクヴィルらと共に——見出した「フランス」的ないし「ラテン人種」類似の問題、すなわち理論信仰・英雄崇拜、独裁・干渉集権への抵抗を欠く依存的な精神等は、時を経るに従って、短期的な時弊というよりも一層根深い欠陥として彼の目に映じるようになったのである。そこに往々にして現代にまでつながる問題が見出されるのは、明らかである。実際、羯南や兆民、更に福沢すらもが各々の晩年に示した、絶望ないし断念に接するような感慨は、——単に政治的な挫折、国家主義全盛の時代思潮における疎外等という要因だけではなく——彼らがめざした精神的変革の困難さと関連していたであろう。

自由を形骸化するコンフォーミズム・オポチュニズム・フェティシズム等との闘いは、福沢らの自由論のいわば消極的な適用に属す、といえよう。一方、その建設的な面に当たる注目すべき例として、彼らは自治、すなわち自律的な秩序形成としての自由の実現という連関で、討論の意義を強調しその社会的な定着をめざした。そこで表されたのが、「生産的動物」から「政治的動物」への自己変革に基く「公共」の実現という主張（兆民）や“啓蒙された自己利益”に近い考え（福沢）等であった。確かに、こうした思想が私益と公益の矛盾という問題をあっさり解決しえたわけではない。けれども、これは、デモクラシーにおける、おそらく永遠の、難問であり、その意味では何人の手にも余る面がある。彼らがこの問題を鋭く自覚しこれと格闘したこと、そしてその作業の含蓄にこそ、省みられるべき意義があるだろう。

この点及び先の精神変革の課題とも関連して重要なのが、人間観やコミュニケーション論の次元にも及ぶ彼らの考えである。これを羯南の例についてみると、彼は先の討論の問題を、立憲政治の文脈では、「(士)君子」たるべき政治家達相互の「公」的信条に基く論争の要求として主に展開した。この主張は、言論の方法として、社会に横行する「卑劣なる風習」への対決として明確に位置づけられていた。つまり、政治家・言論人の言行に関してその「表面」の「理非得失」を無視して在朝・在野等の政治的立場による利害にのみ還元し、専ら「その裏面の隱微を^無撥く」という態度への対決である。こうした態度は立憲政治を単なる「空名に属せ」しめぬために克服されねばならない、とされた（『創業の氣象』明治二四年）。ここに在るのは、一般的に表現すれば、思想の自律性を冷笑してイデオロギー暴露＝思想のその「基底」への還元、に専ら執着する精神が「公」的な秩序形成・統合を不可能にする、との認識である。羯南が危惧したこの「巾着切的流風」は、福沢を悩ませた（更には後年の丸山真男にさえも向けられた）、「其門前を走て、遽に其家を評」し、「其店を窺て、其主人を怒る」（『学問のすすめの評』明治七年）という憶測に基く批評法と別物ではなかった筈である。

こうした批評のスタイルは、他の面からみると、自由主義的価値の一つ、「主体性」の概念把握と係わっており、これは無論、人間観の問題に直結する。「主体性」の概念を即

自的な好悪・欲求・利害等の表出という内発性と、言わば自己対象化を含む状況判断に基く自律性とに区別できるとすれば(丸山真男「福沢諭吉の人と思想」一九七一年)、前者は羯南らが対峙した当のものであり、そして、これはエネルギー主義的な自由観と、そして自然主義的・「一次元的」な人間観と、明らかに親和的であろう。

これに対して、後者と結びつきやすいのは、即自的自己主張からの自由を含む自由の観念、そして、人間と社会的状況の矛盾や多面性を自覚した複眼的な思考と認識である。この内、即自的な欲求等からの解放としての自由は、その実現のための前提として、普遍者ないし超越者による束縛、という逆説的な要請を示唆するだろう。羯南や兆民の思想における「道理」「天」の観念の意味は、正にその点に係わっている。また人間観においては、政治的志向を異にする福沢と羯南が共に人間の非合理的な「情」の作用を重視した事実が、ここでの関連で興味深い。

例えば羯南は、「熱狂的態度を見せて事々しく論じ出づる」客に対しては「勢利爾く避け得べきものならんや、吾人も人間たる以上は左迄に泊然たる能はざるなり」と「故らに平日の所論を変へても……その鋭鋒を挫くを常と」した、という。そこには——「一知半解者、附和雷同者、偽善者、虚勢者、迎合者を排斥した」とされる通り、知的なそれを含む誠実に対する鋭敏さと共に——羯南自身の自己相対化の感覚を看取できる。

そして、思考や認識の水準の問題との関連では、「議論の本位」設定の主張(『概略』第一章冒頭)に代表される通り、自他の、また自己内部での「対話」の組織化を方法的に追求した福沢の思索は、近代日本の最高の知的成果に属する。しかも、この考えが組織論として、「他人の集まり」としての(市民)社会の自治、国民形成という政治的な役割をも同時に担っていたことが重要である。

「演技者」としての自己規定等、福沢の意識的な自己対象化については、従来から論じられてきた。中津藩の社会史的記録、『旧藩情』(明治十年)の緒言にも、同じ問題が関わっているだろう。そこでは、(おそらく、『福翁自伝』でも触れられた福沢自らの航海の体験にも基いて)「人の世を渡るは、猶舟に乗って海を渡るが如し」、「舟中の人」ならぬ「岸上より望観する者」こそ、船の「遅速方向」を精密に知りうる、とされている。すなわち、直接的な状況からの意識的な隔離によってより客観的ないし全体的で正確な認識に近づきうる、この自己隔離を可能にする方途の一つが——他文化との横の次元の比較と並んで、縦の時間軸における——歴史的視点の導入である。『概略』緒言にも示されているように、福沢は自己対象化と歴史意識との結びつきを明確に自覚していた。これはまた、福沢=非歴史的な「啓蒙主義者」という俗説に対する一つの反証でもある。

四 伝統思想との関係

自由等の西洋由来の観念と儒学等の伝統思想との関連を考察する上で、最初に確認すべきことは、前者も後者も、各々、多面的な解釈(「改釈」を含む)の余地を有するもので、両者の間には一致にせよ対立にせよ単純で一義的な「本質的」関係が存在するわけではない、との事実である。換言すれば、その考察に際しては、先験的で安易な一般化・抽象化に陥ることを警戒し、いかなる思想のどの要素にどのような観点から接近するの

か、という点をその都度、個別具体的に明確にしなければならない。

こうしたノミナリストティックな態度の必要性は、それが従来の研究において時に見失われたということだけに基くわけではない。その態度は、研究の対象たる「自由主義」者達の言説において逆の傾向、つまり——その自由観の性格にも妥当する——実体的・全体論的・単線的な見方が少なくない、との事情によって益々重要となるのである。前述の、若き蘇峰の「対句法」的修辞に満ちた言明はこうした傾向の端的な一例でもある。その強い平等主義的志向に基いて儒教を（東洋的）専制の母体で自由平等の不倶戴天の敵と断じた大井の言も、自由民権思想の、少なくとも一部における、典型的な把握を示していた。

しかしながら、例えばこうした発言が、儒教的な思惟等からの断絶を直ちに意味したわけではない。実際、——単なるスローガンや印象主義的な批評のレベルに通有の問題というだけに止まらず——民権派の人々の場合、その伝統批判の表見的な厳しさの反面で、政治的価値と非政治的価値の未分化や集団主義等、伝統思想の諸要素が半ば無自覚的に持ち越される、という問題が珍しくなかった。別言すれば、そこでは、自由等の観念と伝統思想の間で、多分に無媒介な接続ないし併存が起りやすかったようにみえるのである。

これとは対照的に福沢は、——「陰陽五行の惑溺」等の排撃ということのみならず——多元的な価値に開かれた市民社会的関係の形成と拡充という、その自由観と不可分の目標との連関で、特に儒教における非政治的な価値の非自立性という問題を厳しく攻撃しその克服に努めた。更に、「物の尊きにあらず、その働の尊きなり」、「物ありて然る後に倫あるなり、倫ありて然る後に物を生ずるにあらず」との発言（『概略』第二・第三章）は、実体的思考から機能的なそれへの革命的な転換を告げる命題であり、その現実への適用は別論として、原理上は旧来の自然秩序的な社会観に対する致命的な一撃であった。「都て世の政府は、ただ便利のために設けたるものなり」という政治観は、そのコロラリーに他ならない。福沢自身は意識しなかったものの、それは「被造物神化の拒否」という、西欧思想史を貫くヘブライズムの伝統と比較することができよう。かつて「君民一家」の「我国体の精華」を揚言し福沢を時代後れとして嘲笑した高山樗牛が後には「神の物をも其〔＝カイザルの〕有となさずんば已まざるカイザルの国」たる日本の「現世的国家主義の桎梏」の打破を要求するに至ったのは、この関連で極めて示唆的である（『感慨一束』明治三四年）。

一方、兆民と羯南は主に儒学の「士君子」やまた「王道」「仁政」の理念に関連させて自由・独立や立憲政治の観念を捉えようとした。例えば、孟子の「浩然の気」等と自由の観念を等置し（兆民）、或いは——やはり「孟子」等に引照した——「利」ならぬ「義」への献身や「正気の発揚」と独立の精神とを重ね合わせた（羯南）のである。

その点では福沢と対照的ながら、兆民と羯南は、自由等の観念と儒学等の伝統思想との安易な連続や接合の志向からは遠かった。前述の民権派等の「自由主義」者の場合と比較するとき、福沢らにおけるこうした共通性がむしろ注目に値する。そこには、自由や立憲政治に対する異質性の意識に基く緊張感覚や、それらの理解と実現における困難の自覚が含まれていたからである。契約論的国家観を斥け日本のジッテの優越性を主張

した保守主義者羯南が、他方で日本における立憲政治の成否を危ぶみ、後にはその「東洋的専制」への変質を難ずるに至ったのも、以上の自覚の端的な現れであった。

そして、福沢の場合も、初期の著述における「天」の観念の引照や、「資力変形」による文明化への利用という、明治十年代前半以降の主張には、儒学を含む伝統思想の再解釈という志向が現れており、また兆民らと似た古武士的なパトスという要素も思想の水面下に存在していた。このパトスは時に表面に奔騰して、例えば、旧幕臣、勝海舟と榎本武揚の幕末以降の出处進退を非難した『瘦我慢の説』（明治二四年）を生み出した。「勝算なき場合」も死を賭して強者に極力対抗する「瘦我慢の士風」こそ戦時のみならず「平生の国交際」にも必須だ、と論じられたのである。そして羯南も、条約励行論を唱えた際に、国の勢力は「金穀甲兵」という物質的要素よりも「瘦我慢」＝「国民的自負心」によると論じた（「対外問題の実相」明治二六年）。当時、条約論をめぐる相対立する陣営を代表していたとはいえ、こうした考えにおける福沢と羯南の共通性は彼らの自由観に関連して、単なる暗合以上のものを指し示していたのである。

結びに代えて

既に重ねて論及したように、近代日本における自由観の受容と変貌に関しても、歴史的な文脈や思想家の利害関心等の思想外在的な要因と思想の論理的構造や特徴という内在的な要因の、相互間の動的な関連が探究されなければならない。注意すべきは、思想の自律性の評価という、思想（特に社会思想）の研究におけるこの普遍的な問題が、現下の主題では事柄の核心に係わる特別な切実さをもつことである。自由観における思想内在的な要因の考察は、正にこの観点から明確に位置づけられることを要する。

これは、究極的には、人間論の問題に至らざるをえない。自由、特に自律としてのそれ、を担うべき人間に対する原理的な考察が問われるからである。福沢らは安易な楽観主義的人間論をとらず、また、「人間の哲学」ならぬ“人間の科学”への軽信に陥ることもなかった。逆に彼らは、人間蛆虫観（福沢『福翁百話』明治三〇年）や「利害心……彼我心の奴隷」としての人間（羯南『原政』同二六年）という見方等の示す通り、各々の個性的なニュアンスにおいて人間の有限性に対する醒めた認識を有しながら、にも拘らず個人の自由の実現を追求した。このことの意味が、自由観との関連で汲まれなければならないのである。

文 献

本稿でとりあげた思想家達の著述は、各々の全集（それが存する場合は）か『明治文学全集』『近代日本思想大系』（いずれも筑摩書房）の關係の巻に拠った。福沢・羯南・兆民・蘇峰・枝盛らの著述の内、代表的なものの一部は岩波文庫にも収められている。

尚、引用中の傍白丸は引用者（＝筆者）が付したものである。

本稿の主題にとって有益な研究、またその内容と關係の深い業績として、次のものが在る。

丸山真男『「文明論之概略」を読む』上・中・下、岩波新書、一九八六年。

同 『福沢諭吉の哲学 他六編』岩波文庫、二〇〇一年。

松沢弘陽『日本政治思想』日本放送出版協会、一九八九年。

同 『近代日本の形成と西洋経験』岩波書店、一九九三年。

本田逸夫『国民・自由・憲政——陸羯南の政治思想——』木鐸社、一九九四年。

同 「陸羯南の「国民的特性」論」九州大学『政治研究』第四五号、一九九八年。

同 「南原繁思想史論の批判と継承」同前第四九号、二〇〇二年。

宮村治雄『理学者兆民』みすず書房、一九八九年。